

○帯広市コミュニティセンター条例

昭和54年3月26日条例第25号

改正

昭和56年3月31日条例第2号

昭和57年9月3日条例第23号

昭和58年6月30日条例第27号

昭和59年6月27日条例第31号

昭和60年6月24日条例第22号

昭和62年3月31日条例第4号

平成3年9月30日条例第26号

平成4年10月1日条例第22号

平成15年10月1日条例第26号

平成20年3月7日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、帯広市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市にコミュニティセンターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(設置の目的)

第3条 コミュニティセンターは、地域市民の主体的な発意と相互協力のもとに、自らの生活文化の向上及び健康増進を図るための用に供し、もって創造性豊かな心のふれあいと地域連帯感の醸成を図ることを目的とする。

(職員)

第4条 コミュニティセンターに館長その他の必要な職員を置く。

(使用許可)

第5条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、コミュニティセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) コミュニティセンター及びその備付物件を損傷又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他コミュニティセンターの管理運営上適当と認め難いとき。

(使用許可の取消等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害を及ぼすことがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

（１） 公益上又はコミュニティセンターの運営上やむを得ない理由が生じたとき。

（２） 前条の規定に該当すると認めるとき。

（特別施設の設置等）

第8条 使用者がコミュニティセンターの使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第9条 使用者は、その使用を終ったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償）

第10条 使用者は、その使用により建物又は附属施設若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

（委任規定）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月3日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日条例第27号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和58年規則第54号で、昭和58年9月1日から施行）

附 則（昭和59年6月27日条例第31号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和59年規則第55号で、昭和59年8月1日から施行）

附 則（昭和60年6月24日条例第22号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和60年規則第36号で、昭和60年8月1日から施行）

附 則（昭和62年3月31日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年9月30日条例第26号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成 3 年規則第36号で、平成 3 年11月13日から施行）

附 則（平成 4 年10月 1 日条例第22号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成 4 年規則第51号で、平成 4 年11月15日から施行）

附 則（平成15年10月 1 日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名称	位置
帯広市鉄南コミュニティセンター	帯広市西 2 条南24丁目16番地
帯広市東コミュニティセンター	帯広市東 7 条南 9 丁目 1 番地
帯広市緑西コミュニティセンター	帯広市西17条南 4 丁目30番 4 号
帯広市啓北コミュニティセンター	帯広市西13条北 2 丁目 1 番地
帯広市西帯広コミュニティセンター	帯広市西23条南 2 丁目 8 番地
帯広市南コミュニティセンター	帯広市西10条南34丁目 1 番地
帯広市帯広の森コミュニティセンター	帯広市空港南町南11線43番地
帯広市森の里コミュニティセンター	帯広市西22条南 4 丁目 1 番地